

平成29年度南相馬市立病院 医師修学資金貸与制度募集要項

◇ 制度の目的 ◇

南相馬市では、平成19年7月に「南相馬市立病院医師修学資金貸与制度」を創設しました。

本制度は、将来、市立病院に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し、修学資金を貸与することにより、市立病院の医師の確保を図ることを目的としています。

1 応募資格

平成29年4月現在、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学しており、かつ、将来市立病院に医師として勤務する意思のある方

【市立病院】

- 総合病院 福島県南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
- 小高病院 福島県南相馬市小高区東町三丁目8番地

※ 平成29年4月に入学した方だけでなく、既に在学されている方も対象となります。

2 貸与額及び貸与期間

月額235,000円

貸与の開始月から大学を卒業する月までの間、毎月1か月分ずつ（申請時期により当初の数か月分は一括貸与となる場合があります。（例：4月分及び5月分については、6月に一括等））貸与します。ただし、正規の修業期間に限ります。

3 募集人員

2名

4 募集期間

募集人員に達するまでの期間

直接持参又は郵送（簡易書留又は配達記録）での受付となります。

5 応募手続き

修学資金の貸与を希望する場合は、次により、南相馬市立総合病院事務部事務課総務係あてに必要な書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 市立病院医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- イ 大学の学業成績証明書（申請時点現在で第2学年以上の方のみ）
- ウ 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証する書類
- エ 健康診断書（第2号様式）
- オ 戸籍謄本
- カ 履歴書

(2) 保証人

2人

- ※ 保証人のうち1人は修学資金の貸与を受ける方の成年者の親族（被貸与者が未成年の場合は親権者）とし、残る1人は成年者で独立の生計を営み、修学資金を返済できる資力を有する方とします。
- ※ 応募する際に、保証人（2人）の所得証明書、市民税の納税証明書及び印鑑証明書を添付してください。

6 被貸与者の決定

被貸与者については、提出書類を審査したうえ、面接を行い選考により決定し、その結果については、本人に通知します。

※なお、面接に係る交通費等については応募者負担となります。

7 契約の解除及び貸与の休止

(1) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約の解除をします。

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 貸与の休止

休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学までの間貸与は休止します。

8 返還債務の免除

(1) 全額免除

大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部を免除します。

- 市立病院の医師としての在職期間（休職、停職、育休、臨床研修の期間を除く。）が、修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。
- 市立病院の医師として在職期間中において、公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(2) 一部免除

大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、返還債務の一部を免除します。

- 市立病院の医師としての在職期間は1年以上あるが、修学資金を受けた期間に達しなかったとき。

【返還債務×（市立病院在職年数／貸与年数）の額を免除】

- 市立病院の医師として在職期間中において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還できなくなったとき。

【返還債務の全部又は一部を免除】

※ 貸与期間が1年に満たない場合は、市立病院の医師としての在職期間は1年とみなします。

※ 所得税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後の貸与金返還免除に係る債務免除益については、所得税が非課税となります。

9 返還

次に掲げる事由が生じた場合、原則として、事由が生じた月の翌月末日までに、返還すべき修学資金に年利10%の利子を付して、一括返還していただくことになります。

- 退学等により、契約が解除されたとき。
- 医師となった後、直ちに臨床研修等に従事しなかったとき。
- 臨床研修等に従事した後、直ちに市立病院の医師となるか、後期研修又は大学等での医学の研究等に従事しなかったとき。
- 医師となった後、臨床研修等の期間を含めて12年以内に、修学資金の貸与を受けた期間と同じ期間市立病院に勤務しなかったとき。
- 大学を卒業した後死亡したとき。
- 大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

10 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、実態に応じ、返還債

務の履行を猶予します。

11 遅延利息

正当な理由がなく修学資金の返還が遅延した場合は、返還すべき額に年14.6%の割合で計算した遅延利息を徴収します。

※ その他詳細については、「南相馬市立病院医師修学資金貸与条例」及び「南相馬市立病院医師修学資金貸与条例施行規則」によります。

問合せ先・応募先

南相馬市立総合病院 事務部事務課総務係

〒975-0033

福島県南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6

電話 0244(26)7541(直通)

FAX 0244(22)8853

E-mail sogo-hp-jimu@city.minamisoma.lg.jp

※ 申請書等は、南相馬市立総合病院ホームページよりダウンロードできます。

URL <http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/30,html>